
令和4年 3 月 宇美町議会定例会会議録（第3日）

令和4年3月10日（木曜日）

提出された案件は次のとおり

追加日程第一 発議第1号 ロシア軍によるウクライナへの侵略に強く抗議し、恒久平和を求める決議の提出について

追加日程第二 同意第1号 宇美町監査委員の選任について

日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第2 議案第4号 宇美町町民憲章を制定することについて

日程第3 議案第5号 町道路線の認定について

日程第4 議案第6号 工事請負契約の締結について（内容 令和3年度宇美町立中央公民館及び宇美町住民福祉センター改修工事）

日程第5 議案第7号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第8号 宇美町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第9号 令和3年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第10号 令和3年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第9 議案第11号 令和3年度宇美町上水道事業会計補正予算（第4号）

日程第10 議案第12号 令和3年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第13号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第11号）

本日の会議に付した事件

追加日程第一 発議第1号 ロシア軍によるウクライナへの侵略に強く抗議し、恒久平和を求める決議の提出について

追加日程第二 同意第1号 宇美町監査委員の選任について

日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第2 議案第4号 宇美町町民憲章を制定することについて

日程第3 議案第5号 町道路線の認定について

日程第4 議案第6号 工事請負契約の締結について（内容 令和3年度宇美町立中央公民館及び宇美町住民福祉センター改修工事）

日程第5 議案第7号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第8号 宇美町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第9号 令和3年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第8 議案第10号 令和3年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第9 議案第11号 令和3年度宇美町上水道事業会計補正予算（第4号）

日程第10 議案第12号 令和3年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第13号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第11号）

出席議員（11名）

1番 小林 孝昭	2番 安川 禎幸
3番 高橋 紳章	4番 丸山 康夫
5番 平野 龍彦	6番 安川 繁典
7番 入江 政行	8番 黒川 悟
9番 鳴海 圭矢	11番 藤木 泰
12番 古賀ひろ子	

欠席議員（1名）

10番 白水 英至

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和

書記 中山 直子

書記 五所 万典

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	安川 茂伸	副町長 ……………	高場 英信
教育長 ……………	佐々木壮一朗	総務課長 ……………	佐伯 剛美
危機管理課長 ……………	藤木 義和	財政課長 ……………	中西 敏光
まちづくり課長 ……………	原田 和幸	税務課長 ……………	松田 博幸
会計課長 ……………	瓦田 浩一	住民課長 ……………	八島 勝行
健康福祉課長 ……………	尾上 靖子	環境農林課長 ……………	工藤 正人
管財課長 ……………	矢野 量久	都市整備課長 ……………	安川 忠行
上下水道課長 ……………	前田 友博	学校教育課長 ……………	川畑 廣典

10時00分開議

○議会事務局長（太田美和君） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に、本日の議事日程第3号と発議1件と議案第4号の審議に使用しますパンフレットをお配りしていますので、御確認を願います。

○議長（古賀ひろ子君） 改めまして、おはようございます。本日の会議を開きます。

欠席届が10番、白水議員から出ておりますので、御報告いたします。

お諮りします。本日までに発議1件、町長より提出の監査委員の選任議案1件を受理していますので、追加議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。以上、2件を追加議案とすることに決定いたしました。

なお、本日の議事日程に上げています。

追加日程第一 発議第1号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第一、発議第1号 ロシア軍によるウクライナへの侵略に強く抗議し、恒久平和を求める決議の提出についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。藤木議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（藤木 泰君） 発議第1号 ロシア軍によるウクライナへの侵略に強く抗議し、恒久平和を求める決議の提出について。

上記議案を別紙のとおり、宇美町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。令和4年3月9日、宇美町議会議長古賀ひろ子殿、提出者、議会運営委員会委員長藤木泰。

決議案を朗読して説明に代えさせていただきます。

ロシア軍によるウクライナへの侵略に強く抗議し、恒久平和を求める決議。

2月24日早朝、ロシア軍は、ウクライナへの侵攻を開始した。さらに、住宅街へのミサイル攻撃により、子どもを含む多くの民間人が犠牲となっている。

このように、力を背景として一方的に現状を変更しようとする軍事侵攻は、ウクライナの主権及び領土の一体性への侵害であり、武力の行使を禁ずる国際法の深刻な違反であるとともに、国際秩序の根幹を揺るがす行為として断じて許されない。

よって、本町議会は、ロシア軍による即時の攻撃停止と完全撤退を強く求めるとともに、日本政府においては、ウクライナの在留邦人の安全確保に全力を尽くし、国際社会と連携し、制裁措

置を含む厳格な対応を行うよう求めるものである。

以上決議する。令和4年3月、福岡県宇美町議会。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

藤木委員長、議席に戻ってください。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、発議第1号 ロシア軍によるウクライナへの侵略に強く抗議し、恒久平和を求める決議の提出についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

追加日程第二、同意第1号

○議長（古賀ひろ子君） 追加日程第二、同意第1号 宇美町監査委員の選任についてを議題いたします。

地方自治法第117条の規定によって、2番、安川議員の退場を求めます。

〔2番 安川禎幸君 退場〕

○議長（古賀ひろ子君） 提案理由の説明を求めます。太田監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（太田美和君） 同意第1号 宇美町監査委員の選任について。

宇美町監査委員に次の者を選任する。令和4年3月9日提出、宇美町長安川茂伸。

住所、_____、氏名、安川禎幸、生年月日、_____。

提案理由、議員のうちから選任された監査委員吉原秀信氏の任期が令和4年3月5日で満了したことに伴い、安川禎幸氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

ページをおめくりください。

参考資料1、安川禎幸氏の略歴を記載しております。

ページをおめくりください。

参考資料2、地方自治法の抜粋と今回選任しようとする者以外の監査委員の氏名等を記載しております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、採決に入ります。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（古賀ひろ子君） ただいまの出席議員数は11人です。

次に、立会人を指名いたします。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に5番、平野議員、6番、安川議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。本案に同意することに賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第84条の規定により否とみなすことにいたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（古賀ひろ子君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○議長（古賀ひろ子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議会事務局長が議席番号と議員名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

.....

1 番	小林	議員	3 番	高橋	議員
4 番	丸山	議員	5 番	平野	議員
6 番	安川	議員	7 番	入江	議員
8 番	黒川	議員	9 番	鳴海	議員
11 番	藤木	議員			

.....

○議長（古賀ひろ子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 訂正いたします。出席議員は先ほど11名と申し上げましたが、10名でございます。

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。5番、平野議員及び6番、安川議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（古賀ひろ子君） 投票の結果を報告いたします。

出席議員は9名です。投票総数9票、有効投票9票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、賛成9。

以上のおおりに、賛成が多数です。したがって、同意第1号 宇美町監査委員の選任については、原案のおおりに同意することに決定されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（古賀ひろ子君） 2番、安川議員の除斥を解きます。

〔2番 安川禎幸君 入場〕

日程第1. 諮問第1号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第1、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。飯西社会教育課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

人権擁護委員の候補者に次の者を推薦する。令和4年3月8日提出、宇美町長安川茂伸。

吉村龍行、生年月日は記載のおおりにございます。

提案理由でございますが、吉村龍行氏を人権擁護委員の候補者として推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

次の1ページをお願いいたします。

参考資料1としまして、吉村龍行氏の略歴を添付しております。

次の2ページをお願いいたします。

参考資料2としまして、人権擁護委員法の抜粋及び人権擁護委員名簿を記載しております。

人権擁護委員の主な職務は、人権に関する相談の解決のお手伝いや人権啓発活動であり、任期は3年となっております。

宇美町では、現在、小学校区ごとに1名の委員に活動していただいております、小学生を対象とした人権の花運動や人権に関する相談対応、街頭啓発などに取り組んでいただいております。

今回、吉村龍行氏においては、人権擁護委員名簿の一番上に記載しております宇美東小学校区
の松田初善氏が、令和4年6月30日をもちまして任期満了となることから、後任の候補者として推薦するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、採決に入ります。この採決は、起立によって行います。

これから、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。本案について、人権擁護委員候補者として適任という意見を付することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。

したがって、諮問第1号は人権擁護委員候補者として適任という意見を付することに決定いたしました。

日程第2 議案第4号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第2、議案第4号 宇美町町民憲章を制定することについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。議案第4号でございます。宇美町町民憲章を制定することについて。

提案理由でございます。町制施行100周年を契機に、ふるさとを愛する心を育むため、宇美町町民憲章を定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

ページをおめくりください。

1ページには、宇美町町民憲章の前文と本文を記載しております。

朗読して説明に代えさせていただきます。

宇美町町民憲章。

私たちは、先人が育んできた豊かな自然と歴史・文化を大切に、まちの発展と町民一人ひとりの幸せを願い、活力と希望に満ちた町民憲章をここに定めます。

宇美川のせせらぎのように澄んだ心を育てよう

三郡山の頂のように大きな愛でつつみ込もう

宇美八幡の大楠のようにやさしさあふれる笑顔になろう

難所ヶ滝のツララのように高くそびえる志を持つ

大野城跡の石垣のように学びを重ね賢くなろう

以上でございます。

お手元のほうにカラー刷りのチラシを配らせていただいております。このチラシに関しましては、3月の宇美広報に併せて住民に周知をするための資料でございます。こちらのほう、申し訳ございませんが、見開きをお開きください。

この中に第1章から第5章に分けた町民憲章の内容、町の史跡であったり名所であったり、こういったものを形容しながら町民としての目指すべき指針をうたった内容になっております。詳細はこの後、御覧いただくという形でよろしく願いいたします。

もう1ページ、おめくりください。

裏面になりますが、これまでの策定の経緯を載せていただいております。令和2年の2月にアンケート調査、一般を行いまして、その後、コロナ禍により本来であれば令和2年の10月、町制施行100周年の式典に間に合わせるという形で進めておりましたが、コロナ禍で結果、会議等が行えず、その後、令和3年からこの会議をまた始める中で、小中学生へのアンケートを行い、最終的には7案の案ができました。これをホームページにより3案まで絞るという形で町民憲章の素案についての議論を行いました。

最終的には策定委員会の中で、その3案から1案に絞られた内容が先ほど説明した町民憲章になるものでございます。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決いただきますようよろしく願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第4号 宇美町町民憲章を制定することについてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第5号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第3、議案第5号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。安川都市整備課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼いたします。議案第5号 町道路線の認定について。次のように、町道路線を認定するものとする。令和4年3月8日提出、宇美町長安川茂伸。

路線名、岩長浦1号線、起点、大字井野261番地21、終点、大字井野323番地18、重要な経過地、岩長浦。

提案理由は、道路法第8条第1項の規定により町道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

恐れ入ります、1ページをめくっていただきまして、町道認定位置図になります。井野地区の志免町との町界付近にあります町道竹ヶ下～天園線と町道ひばりが丘団地41号線を接続する道路で、図面中央より左側の赤色の線で示している路線となります。

この町道岩長浦1号線は、宇美町町道の認定の基準及び要件を定める規則第3条の規定に基づき、開発行為等の完了、検査済の通知を受けた日から3年が経過しましたので、町道認定を行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議いただき、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第5号 町道路線の認定についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第6号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第4、議案第6号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。飯西社会教育課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） 議案第6号 工事請負契約の締結について。

令和3年度宇美町立中央公民館及び宇美町住民福祉センター改修工事について、次のように工事請負契約を締結するものとする。令和4年3月8日提出、宇美町長安川茂伸。

1、工事箇所、福岡県糟屋郡宇美町平和一丁目1番1号地内。

2、請負契約額、1億2,045万円。うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,095万円。

3、工事請負人、福岡県糟屋郡宇美町貴船一丁目3番8号、西村建設株式会社宇美営業所所長西村さち子。

提案理由でございますが、令和3年度宇美町立中央公民館及び宇美町住民福祉センター改修工事を施工するため、令和4年2月22日に指名競争入札を執行し工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、宇美町議会の議決に付すべき契約条例第1条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次の1ページをお願いいたします。参考資料の1ページを御覧ください。

1、工事概要ですが、宇美町立中央公民館及び宇美町住民福祉センターは建築から40年以上が経過しており、今回の改修工事では主に防水・外壁改修工事を実施するものでございます。

参考資料3ページをお願いいたします。恐れ入りますが横向きをお願いいたします。改修図をつけさせていただいております。向かって、左側が中央公民館、右側が住民福祉センターでございます。

防水工事は、青く色をつけております部分でございます。中央公民館本館、新館の全体と住民福祉センターの事務室が入っております棟の全体及び体育館の町道側の屋根のひさし部分を行うこととしております。

また、外壁改修工事は、中央公民館及び住民福祉センターの全面を行うこととしております。

再度、参考資料の1ページをお願いいたします。

2、予定価格、3、最低制限価格、4、落札率につきましては、記載のとおりでございます。

5、工期につきましては、契約の効力の発生の日から令和4年11月30日までを予定しております。

次の参考資料の2ページをお願いいたします。

6、指名競争入札の参加者は、記載の6者でございます。この工事の指名につきましては、特定建設業の許可を有する町内業者3者に加え、粕屋建設協会の会員の中から今回の工事と同規模の工事实績がある3者を加えて計6者での郵便型の指名競争入札を実施し、3月1日に仮契約を行っているところでございます。

工期も長く大がかりな工事となりますので、契約締結後は工事業者と綿密な協議を行い、近隣にお住まいの方や隣接する地域交流センター利用者などの安全面を考慮して工事を進めてまいり

たいと考えております。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。
4番、丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 4番、丸山です。初めての質問です。よろしくお願いいたします。

一番気になるのは、工期なんです。8か月と——今日からですよ、工期が。効力の発生の日からですから、今日ぐらいから多分契約期間が入ってると思います。8か月と20日なんですよ。外壁の塗装と改修、防水が主な工事という中で、8か月と20日間もかかるような工事で私聞いたことないですよ、これまで。

例えば学校の改修いろいろやってこられました、体育館の改修なんかも見てきましたけれども、こんなに長い工期を取っているのを今までありませんでした。せめて2か月ぐらいとかですね、というのは私のイメージなんですけれども。

なぜこれほどまでに長い工期が必要なのか、まず、そこを回答していただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西社会教育課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） 今回、工期がとても長い、私たちもイメージとしてはそう思っております。1つとしては、梅雨を挟むということと（発言する者あり）はい。それと今回の工事に関しましては、室外機を全部取り除いての工事となります。そういうことを考えて、工期が長くなっておるところが1つあります。

それと、やっぱり十分な安全面を考えたときに、これだけ時間がかかるというふうな説明も受けております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○4番（丸山康夫君） そういった説明があったにしろ、この施設に関しましては非常に多くの利用者がおられます。宇美町の生涯学習の拠点施設なんですよ。いろんなところに移転とかそういったことを考えられているということはお伺いしていますけれども、極力この工期が短くなるように努力はしていただきたいと思います。

これだけ長く工期を設定しておったら、業者さんはぎりぎりまで、この工期があるからと、工期をそれいっぱいまでかかるようなこともしばしばあります。できるだけ、この工期を期限をこういうふうに設定していますけれども、極力短くして利用者の利益に資するようにはしていただきたいと思いますが、何かその辺の方策とか考えてありますか、どうでしょう。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） ここはもう十分に私たちもそう思っております。一日も早くとい

うことで、もう締結したら今からですけれども、そういう話をずっと進めております。

それと、工事だけではなくて、今ある機材を別の場所に例えば卓球台とかそういうものを運び込んだりもありますので、そういうことも加味して、一日も早く皆様に元どおりの利用をしていただくような形で考えておりますので、はい、頑張ってます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。8番、黒川議員。

○8番（黒川 悟君） 関連になるんですが、それは足場を組んで、また調査をして、結局、外壁の追加が出たりとか、その辺のことは考えられますか。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） その辺りも考えられると思います。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） ということは、また工期がその辺でも変わってくると。それと当然、金額も変わってくるでしょう。その辺も見込まれての工期ということで考えていいですか。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） 当然ながら工事でございますので、そういうこともあろうかと工期をこのように考えております。

○議長（古賀ひろ子君） 黒川議員。

○8番（黒川 悟君） それともう1つ、この改修図を見て、防水の箇所、色塗りしてありますが、この体育館の屋根は大丈夫なんですか。

○議長（古賀ひろ子君） 飯西課長。

○社会教育課長（飯西美咲君） 体育館の屋根に関しましては、前回やっておりますので、ここに関してはあと20年もたせるためには、もう不要ということで、ここも考えたんですけれども費用面とかも考えましたときに、もう不要なものは今回省かせていただきました。不要という判断をしております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号 工事請負契約の締結についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第7号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第5、議案第7号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 議案第7号 宇美町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

上記の議案を別紙のとおり提出いたします。令和4年3月8日、宇美町長安川茂伸。

提案理由につきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、世帯に未就学児がある場合において、当該世帯の世帯主に対して賦課する被保険者均等割額について、所要の規定を整備する必要があるため、議会の議決を求めるものでございます。

お手元の議案の1ページ、2ページが条例の改正文、3ページから14ページが新旧対照表、15ページが参考資料となっております。

改正の内容につきましては、15ページの参考資料で御説明をさせていただきます。15ページをお開きください。

本条例は、子どもに係る国民健康保険税の均等割額の減額措置を導入するものでございます。

まず、1の現状及び見直しの趣旨でございますが、現状では国民健康保険制度の保険税は、応益、均等割と平等割、それから応能、所得割に応じて課税されております。その上で低所得世帯に対しましては、応益保険税の軽減措置7割、5割、2割の軽減でございますが、これが講じられております。

見直しの趣旨は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国・地方の取組として、国保制度において子どもの均等割保険税を軽減するものでございます。

次に、2の軽減措置の概要でございますが、軽減の対象は全世帯の未就学児が対象で、当町における令和4年2月末時点の対象者は約230名、170世帯が対象となっております。

軽減の額につきましては、未就学児に係る均等割保険税について、その5割を公費により軽減するものでございます。例としまして、未就学児1人に対する軽減の額を7割軽減世帯から軽減なし世帯まで4つのパターンについて記載しております。

まず、一番上の7割軽減世帯の例でございますが、7割軽減後の年額1万800円の均等割額を5,400円に減額いたしますので、1か月当たり450円の負担減となります。

また、一番下の軽減なしの世帯の例では、年額3万6,000円の均等割額を1万8,000円に減額いたしますので、1か月当たり1,500円の負担減となります。

次に、国・地方の費用負担の割合でございますが、国が2分の1、県が4分の1、町は4分の1を負担することとなっております。

施行の時期につきましては、令和4年4月とし、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用することとしております。

下に軽減のイメージをつけておりますが、図の下のほうの黄色の箇所が軽減となる部分で、全ての所得階層の方が軽減の対象となるものでございます。

なお、条例の改正箇所が多岐にわたっておりますが、軽減の措置の導入に係る条文が追加されたことで、引用する条項のずれが生じたこと等によるものでございます。

本条例による被保険者への影響は、未就学児に係る均等割保険税を軽減するもので、子育て世帯の経済的負担の軽減に資するものと考えております。

以上で御説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

7番、入江議員。

○7番（入江政行君） 軽減措置取られまして5割の軽減ということで、すごく喜ばしいことなんですけども。対照表の7ページに新設された箇所がございますよね。国民健康保険税の納税義務に属する、世帯内に6歳に達すると。その後、7ページに金額が表示されていますよね。前項第1号アに規定する金額を減額した世帯とか、これはどういった金額、対象になるものが分からないんで、私もちょっと把握できないと思うんです。もう少し分かりやすく説明できたらと思っているんですけどね。今日できます、どういうものか。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 今の御質問の件でございますが、この新旧対照表の中では、改正の箇所しか記載がございません。ちょっと口頭でこの詳細な内容を説明するのは非常に困難であると思いますが、後ほど具体的な例をお示しさせていただくでよろしいでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 7番、入江議員。

○7番（入江政行君） じゃ、後日、詳しい説明、直接私でも構いませんけど、資料等によって説明していただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。9番、鳴海議員。

○9番（鳴海圭矢君） 9番、鳴海です。この中で対象となる世帯が、ここの参考資料の中では約230名、170世帯が対象となるというふうに書いてありますけど、これもうちちょっと詳しく7割軽減世帯が何人で、5割軽減世帯は何人、2割軽減世帯が何人とか、そういうもうちょっと

詳しい数字とか見ることはできますか。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 今回の軽減世帯の構成でございますが、詳細な数字はちょっとすいません、持ってきておりませんが、担当のほうに確認したところ、小さな子どもさんがおられる世帯というのは、もともと所得階層が低い方が多いということもございます。ほぼほぼ7割軽減が対象ではないかということで聞いております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。鳴海議員。

○9番（鳴海圭矢君） 今回は均等割額の減額措置ということで、今回の内容は減額措置のみについて触れられているようですが、どうも何か話の流れとしては、限度額の引上げも議論されているということですが、今回の議案の中にはそういった限度額の引上げについては含まれていないということで理解してよろしいですか。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 限度額の改定につきましては、今、国民健康保険法の中では決定しておりますが、宇美町におきましては国民健康保険税でございます。これは地方税の改正があった後ということになりますので、今回の議会の中では提案はさせていただいておりません。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号 宇美町国民健康保険税の一部を改正する条例についてを採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第6. 議案第8号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第6、議案第8号 宇美町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 失礼いたします。議案第8号 宇美町職員の育児休業等に関する条例

の一部を改正する条例についてでございます。

提案理由でございます。人事院規則19—0（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則が施行されることに伴い、非常勤職員の育児休業等について、所要の規定を整備する必要がございます。これが議会の議決を求めるものでございます。

ページをおめくりください。

1ページには改正文を、2ページ、3ページに関しましては、新旧対照表をつけております。

4ページをお開きください。参考資料を添付しております。参考資料により説明をさせていただきます。

当該一部を改正する条例の概要につきまして、まず改正の背景について朗読させていただきます。

出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、民間においては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律により、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務づけ、育児休業給付に関する所要の規定の整備等が令和4年から段階的に実施されるものでございます。これにより国家公務員においても、民間と同様の観点から人事院規則の改正が行われております。

本条例の改正内容が2番にございます。2点ございます。

(1) につきましては、非常勤職員の育児休業・部分休業の取得要件の緩和を行うものでございます。現行の条例から取得要件から在職期間に要する要件を廃止いたします。

(2) では、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置等を行うものでございます。

2点ございます。妊娠・出産等を申し出た職員に対する個別の周知と意向確認を行うというもの、2点目は、勤務環境の整備として研修または相談体制の整備を行うというものを条例の中に入れるというものでございます。

施行日につきましては、令和4年4月1日としております。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

4番、丸山議員。

○4番（丸山康夫君） ありがたい話だと思っているんですけども、この非常勤職員というのは、宇美町に今何人おられるんですか。大体会計年度任用職員とか、そういった方々、皆さん対象になるんですか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯総務課長。

○総務課長（佐伯剛美君） 会計年度任用職員として月給制の者と日給制の者がございます。今回非常勤職員という言葉を使っておりますが、これは国の法律のほうでこういう言葉を使っております。これには臨時的任用職員、こういったものが含まれる。

今現在、以前の嘱託職員、月給制の会計年度任用職員ですね、この者についてはもう既にこの制度は行われておりましたが、採用から1年を経過しないと利用ができないという制約がついておりました。今回の改正点の主なところでございます。

ちなみに、月給制の者がおおよそ80名。（発言する者あり）日給制の者はちょっと出入りが非常に激しゅうございますので、直近のもので申し訳ございません。直近の数で、たしか100なかったと思います。ちょっとこの後、調べて回答させていただきます。申し訳ございません。（発言する者あり）

○議長（古賀ひろ子君） 先に課長のほうから、総務課長から。

○総務課長（佐伯剛美君） 申し訳ございません、控えを持っておりました。月給制の者が88名、日給制の者が99名ということでございます。申し訳ございませんでした。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○4番（丸山康夫君） こういったことをきちんと周知するということが大事だと思っております。ここには研修の実施とは書いてありますけれども、4月以降からですから、どういった研修をいつ実施するのか、そういったところを回答していただけませんか。

○議長（古賀ひろ子君） 佐伯課長。

○総務課長（佐伯剛美君） まだ具体的な研修というものをどのようにするのかは考えておりません。これから考えていくことになっていくかと思えます。

ちなみに、今現在もこの臨時的任用職員を含めた、いわゆる非常勤職員の方々については、宇美町での育児休業等の取得というのは非常に高うございます。直近（発言する者あり）はい、直近5年に関しましては、産前産後の休暇を取った者が16名、それと育児休業を取った者が26名、このほぼほぼは保育士さんですね。事務職の方で、これを今まで利用された方というのは、ほぼほぼおられません。今回、日給制の方たちも、ある程度の日数を働かれている方に関しては、この対象になるという法の改正が行われました。

ということで、今までは月給制の者だけだったんですけども、日給制の者も一部含まれるようになるということと、これまで1年以上働いていないと取れませんというものが廃止されたということで、逆に言うと、任用されてすぐ例えば御懐妊されたという形になると、このサービスの利用がすぐにできるようになるというものでございます。

これまでも、こどもみらい課等にあつてはまた利用者が多うございますので、個別に丁寧な説明を行ってもらっていたというような状況でございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 今、言われたとおり、特に保育士さんの確保に関しましては、今物すごくハードルが高くなっています。これからやっぱり保育士をきちんと確保して、そして待機児童ゼロを目指していく、そういったところにも、この育児休業法の条例の一部改正というのを大きくやはり活用できていくんじゃないかなと、こう考えております。

ぜひこの運用というものをしっかり行っていく、また相談体制、そして、もちろん研修も含めて、そういったことをきちんと丁寧に行っていくということが、そういった待機児童ゼロ、この実現、そして長く続けられることにもつながってくると思いますので、しっかりここを運用していただきたいなと思っております。

回答は要りません、よろしくをお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号 宇美町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

ただいまから、11時5分まで休憩に入ります。

10時54分休憩

.....

11時05分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第7 議案第9号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第7、議案第9号 令和3年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 議案第9号 令和3年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

予算書の1ページをお開きください。令和3年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ700万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億7,047万9,000円とするものでございます。

本補正予算につきましては、決算見込みに伴う各費目の整理と、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴う整理を中心として編成いたしております。

まず、歳出から御説明いたします。

16ページ、17ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費8万5,000円の増額は、共済費の増額に伴う補正でございます。

次の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金709万4,000円の減額は、納付金の額が確定したことによる補正でございます。

続いて、歳入の御説明をいたします。

12ページ、13ページをお開きください。

1款1項後期高齢者医療保険料の1目後期高齢者医療特別徴収保険料18万1,000円の増額、及び2目の後期高齢者医療普通徴収保険料406万円の減額は、12月末の調定額を基に、年度末までの収納状況を見通して、それぞれ補正するものでございます。

次の3款1項1目一般会計繰入金の1節職員給与費等繰入金は、歳出で御説明いたしました共済費の増額に伴う補正、次の2節保険基盤安定繰入金226万6,000円の減額は、後期高齢者医療広域連合納付金の額の確定に伴う補正を行っております。

次の4款1項1目前年度繰越金は、前年度決算の確定に伴う補正でございます。

最後になりますが、補正予算書の18、19ページに給与費明細書をおつけしております。

以上で、御説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号 令和3年度宇美町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第8. 議案第10号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第8、議案第10号 令和3年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） 議案第10号 令和3年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

予算書の1ページをお開きください。

令和3年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,315万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を41億7,878万4,000円とするものでございます。

本補正予算につきましては、決算見込みによる各費目の整理と、国及び県の支出金等の額の確定に伴う整理を中心として編成いたしております。

歳出のほうから御説明いたします。

20ページ、21ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費62万8,000円の増額は、人事異動に伴う補正と、委託料、負担金等について決算を見通して補正を行っております。

次の2目、国民健康保険団体連合会負担金7万6,000円の減額は、コロナ禍の影響により、国保連合会粕屋支部における研修会等の活動が中止となったことによるものでございます。

次の22、23ページをお開きください。

1款3項1目運営協議会費1万3,000円の減額は、コロナ禍の影響により、運営協議会の会議を開催できなかったことによるものでございます。

次の3款国民健康保険事業費納付金は、1項の医療給付費分から、次のページの上段にまたがっております3項介護納付金分までは、歳入の補正に伴い財源の更生を行うものでございます。

次の6款1項保健事業費4万7,000円の減額は、決算見込みで減額補正をしております。

次の2項、特定健康診査等事業費565万2,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年5月から始まる特定健診の開始を延期したため、健診の実施日数及び保健指導の説明会等の日数が減少したことで、受診者数が減少したため、決算見込みで減額補正を行っております。

次の26、27ページをお開きください。

7款1項1目国民健康保険財政調整積立基金積立金は、福岡県国民健康保険運営方針等に基づき、安定した国保財政の運営のために積立てを行うもので、本補正予算による歳入歳出予算の剰余分5,763万3,000円を増額補正しております。

歳出の最後でございますが、9款1項3目保険給付費等交付金償還金68万5,000円の増額は、令和2年度の保険者努力支援交付金の精算により、償還額が確定したことによる補正でございます。

続いて、歳入の説明をいたします。

12ページ、13ページをお開きください。

1款国民健康保険税は、被保険者数の減少や新型コロナウイルス感染拡大の影響による減免等により、調定額が減少したこと、及び年度末までの収納状況を見通して4,594万2,000円を減額補正しております。

14、15ページをお開きください。

3款2項4目災害等臨時特例補助金734万円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免に対する国庫支出金分を増額するものでございます。

次の4款1項1目保険給付費等交付金871万1,000円の増額は、交付金の額の確定に伴う補正でございます。

次の5款1項1目一般会計繰入金の1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）985万2,000円の減額と、2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）2,034万円の増額は、交付金の額及び繰入金の額が確定したため増額の補正、それから3節の職員給与費等繰入金3,246万8,000円の増額は、職員5人分の給与費等について必要額を増額補正、5節財政安定化支援事業繰入金591万6,000円の増額は、交付金の額及び繰入額が確定したため増額補正を行うものでございます。

次の16、17ページをお開きください。

7款1項1目延滞金383万円の増額は、1月14日時点の収入額に合わせて補正を行っております。

歳入最後になりますが、7款3項雑入の1目一般被保険者第三者納付金36万9,000円の

減額は決算見込みによるもの、次の3目一般被保険者返納金は、国民健康保険の資格喪失後に保険証を使用した場合、当該者に対して給付費等を請求し、返還を求めるものでございますが、決算の見込みで57万1,000円の増額補正、9目特定健康診査自己負担金26万2,000円の減額は、決算見込みで減額、12目普通交付金3,040万7,000円の増額は、令和2年度の普通交付金の精算により、額の確定をしたため増額補正するものでございます。

最後になりますが、補正予算書の28、29ページに給与費明細書をおつけしております。

以上で、御説明を終わりますが、御審議の上、御議決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入歳出を一括審査いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。7番、入江議員。

○7番（入江政行君） ページ数はございませんけども、ちょっと関連性があるということで質問をさせていただきたいと思います。

ある住民の方が、他町から宇美町に転入されたと。個人事業者の方なんですけども、売上げは変わってないと、ほかのところに住んでいたときとですね。宇美町に転入されたときに、保険料が約1万ほど上がったと。私、考えますに、これ資産割が関連しているのかなと思ったんですけど、どういった要因があるのかお答えできれば、お願いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 個人事業主ということですので、ちょっとその所得の状況によってそれぞれだと思いますが、国民健康保険税は町ごとに税率を決定しております。その兼ね合いで、所得が全く一緒であっても、引っ越しによって税額が変わることは十分考えられると思っています。

先ほど資産割というお言葉が出ましたが、資産割につきましては、前回の税率改定の際に宇美町では廃止しておりますので、現状は関係ないと思います。

ただ、一番考えられるのは、国民健康保険税が応能割と応益割というふうに大きく分けられておりまして、応能割、これは所得額に応じて実は決めるものでございますが、宇美町におきましては低所得者の負担をできるだけ少なくしたいという思いもございまして、応益割のほうは低く、応能割は比較的ちょっと高めな感じで税率を設定しております。

その関係で、所得が高い方については他の自治体におられたときより負担が高くなる可能性は

考えられるのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 7番、入江議員。

○7番（入江政行君） ちょっと今の回答の中でいくと、他町との税率が単に違うということが、この月額1万上がったということでもよろしいわけですね、単純に考えると。税率の違いだということですね。分かりました。回答はいい。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。4番、丸山議員。

○4番（丸山康夫君） ページ数は27ページになります。国民健康保険で財政調整基金積立金5,763万3,000円が積み立てられたということで、これはありがたいことだなと思っております。

ただ、これは上がったということなんですが、気になる点が実はあります。オミクロン株の蔓延によってコロナ感染者爆増して、若干最近は落ち着きを取り戻してきたかと思うんですけど、この財調を積み立てられたことが受診控えとか、そういったことに起因しているんじゃないかなというのも懸念されているところです。

宇美町の受診率、病院にかかる方々がコロナによって減っているのかどうか、そのあたり、どのようになっていますか。

○議長（古賀ひろ子君） 八島課長。

○住民課長（八島勝行君） 御心配のとおり、宇美町におきましても、特に令和2年度の受診率についてはかなり低くなっておりました。

令和3年度になりましても、年度の初めのほうは低く推移しておりましたが、11月頃からちよっとデルタ株ですか、あれが収束しかけたところでかなり受診率も上がって、最近ではコロナ禍前の状況に戻っているような状況でございます。

おっしゃるとおり、財政調整積立基金5,000万ほど積立が増えておりますが、考えられる要因の1つとしては、令和2年度の医療費が宇美町だけではなくて県全体、全国的に受診率が下がったことにより医療費の伸びが鈍化したと。そういったことによって、令和3年度の納付金の額が安くなったとか、そういったことが要因として基金の積立ができているのじゃないかというふうには思っております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号 令和3年度宇美町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第9. 議案第11号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第9、議案第11号 令和3年度宇美町上水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博君） 失礼します。議案第11号 令和3年度宇美町上水道事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正は、年度末の決算を見通しまして補正を行うものでございます。

第2条で、収益的収支の収入において、既決予定額7億9,485万7,000円を329万1,000円増額補正いたしまして、7億9,814万8,000円に、支出におきまして既決予定額7億6,508万1,000円を1,307万1,000円減額補正いたしまして、7億5,201万円とするものでございます。

第3条では、資本的収支の収入において、既決予定額6,136万7,000円を206万3,000円減額補正いたしまして、5,930万4,000円に、支出では、既決予定額2億8,742万9,000円を200万円減額補正いたしまして、2億8,542万9,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億2,612万5,000円は、消費税地方消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金等にて補填することといたしております。

第4条では、債務負担行為を設定いたしております。

次のページをお願いいたします。

ここに、債務負担行為を行う事項といたしまして、水道施設運転管理支援・マニュアル作成業務委託を令和4年度より限度額1,047万2,000円で定めております。

業務の内容といたしましては、浄水場職員1名が退職したことに伴いまして、安定供給を行うためにも必要な人員が確保できないことから、水道施設運転管理の支援業務としての現地勤務、及び専門的な見解から知識、技術等を反映した高精度のマニュアル作成を委託するものでござい

ます。

次に、第5条では、職員給与費を497万9,000円減額補正するものでございます。

予算書の4ページ、5ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入におきまして、1款水道事業収益2項営業外収益3目負担金1節他会計負担金の167万円の減額は、下水道使用料賦課徴収に係る負担金でございまして、量水器購入費が減額になったことにより、負担金額の減額補正を行うものでございます。

2節負担金の536万8,000円の増額は、給水申込みによる一般負担金の増加、及び食品加工工場の営業用給水申込み等による増額により、増額補正を行うものでございます。

6目長期前受金戻入4節工事負担金長期前受金戻入40万7,000円の減額は、下水道事業費から支払われる布設替工事負担金について、減価償却額の確定に伴い減額するものでございます。

支出に移りまして、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費の1節給料から5節法定福利費までの55万3,000円の増額は、浄水場職員1名が退職したことに伴い、本年2月の人事異動によるものでございます。

34節賞与引当金繰入額及び35節法定福利費引当金繰入額は、令和4年6月に支払予定である浄水場職員の期末勤勉手当見込額の引当金を41万7,000円減額補正として計上しております。要因といたしましては、先ほどの債務負担行為で御説明いたしましたように、令和4年度より浄水場を中心とした水道施設運転管理の支援を委託することから、浄水場職員1名分を減額しているものでございます。

2目配水及び給水費21節動力費36万2,000円の増額は、年度末を見通して電気代の補正を行うものでございます。

32節受水費4万円の増額は、地域的に須恵町から受水している事業所用及び家庭用の受水量を年度末を見通して補正するものでございます。

6ページ、7ページをお願いいたします。

3目総係費1節給料から5節法定福利費までの493万2,000円の減額は、課長の人件費を下水道事業会計と案分し、精算などを行うものでございます。

34節賞与引当金繰入額及び35節法定福利費引当金繰入額は、令和4年6月に支払予定である期末勤勉手当見込額の引当金を18万3,000円減額補正として計上しております。

5目減価償却費1節有形固定資産減価償却費860万1,000円の減額は、取得資産及び減価償却費の確定に伴い補正を行うものでございます。要因といたしましては、貴船五丁目への給水に係る工事を令和3年度に繰り越したことにより、来年度からの計上となったものでございます。

2項営業外費用3目消費税及び地方消費税1節消費税及び地方消費税の10万7,000円の増額は、本補正予算を見越した支払消費税について補正するものでございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入におきまして、1款資本的収入3項工事負担金1目工事負担金1節工事負担金206万3,000円の減額は、下水道工事に伴う補償費の減額によるもので、障子岳南三丁目の繰越分を除き、工事及び設計業務委託の負担金が確定したことにより、配水管布設替工事負担金を整理するものでございます。

支出に移りまして、1款資本的支出2項改良費1目固定資産購入費1節量水器購入費200万円の減額は、不用額による整理を行うものでございます。

今回の補正により、本年度の収支は3,887万円余の純利益が見込まれ、今年度末の資金残高は5億3,978万円余となる見込みでございます。

以上で、説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的収入及び支出と資本的収入及び支出を一括審査したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方はページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○4番（丸山康夫君） ページ数は3ページです。収益的支出、この総係費で減額補正されています511万5,000円。これは、浄水場職員の退職が起因しているということで、そういうことだと思っているんですけども、退職された後、退職は御本人さんのいろんな理由があつてのことだろうと思いますので、そこは触れないでおこうと思うんですけども、その後の運営体制、どのように構築されているんですか。人事異動の件も含めて、簡潔で結構です、回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博君） 失礼いたします。退職者が本年1月で退職、1名出まして、2月より職員の中で浄水場の経験者を人事異動として勤務していただいております。

ただし、4月以降はその職員は期間的なものでございますので、新たに今度、業務委託をいたしまして、専門の1名を浄水場に勤務をしていただくというふうな形で、現在、債務負担行為のところで計上させていただいているところでございます。

1年間、その業務をしながら、町の水道施設の運営とかそういうマニュアルを作成いたしましたし

て、今後につなげていけたらと思っているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 1年間に限った業務委託と理解していいんですか、新年度に関してですね。

特に、やはり浄水場の運営というのは、本当にライフラインの維持管理、そこに直結しています。特に、浄水場ですね。職員の技術的修練というのも非常に大事で、その経験値、そういったものも非常に大事になってくるということで、その委託に関しては1年限りの委託で、その間にマニュアルを作成してやるというふうなことなんですけど、果たしてそれで十分に職員の育成とか、今後のきちんとした運営、これができると思ってあるんですか。その辺、もうちょっと詳しく説明していただけますか。非常に大事なとこなんで、よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博君） 失礼します。先ほどの御質問の内容におきまして、今後、まず1年間、業務委託をして、専門の方から技術的なノウハウをいただきたい。また、業務につきましても、他町でもそのような全面浄水場を管理している自治体もございます。そういうところも含めまして、まずは1年間業務委託をしながらマニュアルづくりをし、今後はまだちょっと検討していくことになると思いますが、全体的にも浄水場勤務を委託していきたい、そういうふうなものも視野に入れながら考えていきたいと思っています。

なおかつ、会計年度職員、いわゆるもともとおられた職員の方たちに今、相当な負担をかけているのも事実でございますので、そのノウハウも含めて、将来的なことも見通して検討していきたいというところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 今、ちらっと言われたです。将来的には業務委託を考えているというふうなことがちらっと聞こえたんですけど、ここの業務委託、水道業務の民間、民営化というのに、果たしてそれがつながっていかないかというのを非常に心配しています。

水道業務は、以前の町長のときもそうだったんですけども、民間委託はしないと明言されていたんです。そこがいきなり、そういったふうに民間委託へつながるような体制を持っていくというなら、私は、非常にそこは注目しながら、委員会も総務建設に行きましたので、委員会の中でもしっかり検討していきたいと思っています。

ぜひその辺は、安易にここが民間委託につながらないように私は考えていかなくちゃいけないと思っていますので、ぜひその辺も慎重に——1年と言われましたのでね、業務委託がですね、

ぜひその辺も踏まえて、今後の水道行政の在り方、私、しっかり注目しながら関わっていきたいと思っています。ぜひ、またよろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。7番、入江議員。

○7番（入江政行君） ちょっと関連のある質問をしたいと思いますが、貴船五丁目地区が水道布設終わりましたけれども、その工事代金について分割の話が出ていると思うんですけど、宇美町としての対応はどのようにされているか、ちょっと回答をお願いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博君） 貴船五丁目の件につきましては、今年に入りまして自治会長さん、いわゆる組合さんになりますけど、そちらと協定書そして覚書を締結いたしております。

あと、負担金につきましても、通常の各戸の1件当たり13万5,000円の分につきましても、自治会を通して納入いただいているところでございます。

ただし、工事費に対する負担金につきましては、もともと六十数万円かかるということを自治会長さんからもいろいろと聞いておりました。その件に関しましては、現在、自治会にある積立金等でその辺を補填いたしまして、三十数万円の負担があるというふうに、今、貴船五丁目の方々からは伺っているところでございます。

町としましては、管の減価償却費とか、そのようなので、ちょっとうろ覚えでございます、すみませんが、五、六千万円の減額をしていたというところは確かにございました。

今後、また自治会長さんのほうが総会等でそれをお話されるということでございましたので、その辺を踏まえて納入時期等、5年分割という形にしておりますけど、納入時期等とか相談があれば、また協議していきたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 7番、入江議員。

○7番（入江政行君） 今のところは、現実的に支払い方法については、まだはっきり決まっていないということですか。

これ、工事代金は町として住民の方に請求するわけでしょうから、それがまだ、決まっていないということですね、今現在は。今、自治会と協議をしているということですか、支払い方法については。

○議長（古賀ひろ子君） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博君） すみません、私の説明がちょっと悪く、申し訳ございません。

基本的には、総額につきましては自治会とも協定を結んでおりまして決まっております。その協定の中でも、5年分割という形では決まっております。

ただし、自治会からもまた御相談があるようなお話もありましたものですから、5年を、極端

に言いますとまた数年延ばすとか、そういうのは協議していきたいというふうに思っています。
総額自体で幾らというのは、もう決まっております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号 令和3年度宇美町上水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第12号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第10、議案第12号 令和3年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博君） 議案第12号 令和3年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、年度末の決算を見通しまして補正をするものでございます。

第2条で、収益的収支の収入において、既決予定額9億7,004万4,000円を125万円増額補正いたしまして9億7,129万4,000円に、支出で既決予定額9億344万5,000円を38万円減額補正いたしまして9億306万5,000円とするものでございます。

第3条では、資本的収支の収入において、既決予定額5億6,110万5,000円を739万3,000円減額補正いたしまして5億5,371万2,000円に、支出で既決予定額8億3,653万8,000円を515万5,000円減額補正しまして、8億3,138万3,000円とするものでございます。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,767万1,000円は、損益勘定留保資金及び利益剰余金処分額等にて補填することといたしております。

第4条では、企業債の借入限度額について、公共下水道事業費で既決限度額1億6,520万円を50万円減額補正しまして1億6,470万円に、流域下水道事業費で既決限度額2,800万円を320万円減額補正いたしまして2,480万円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第5条では、職員給与費を351万1,000円増額補正するものでございます。

予算書の4ページ、5ページをお願いいたします。

収益的収入及び支出の収入におきまして、1款下水道事業収益2項営業外収益4目長期前受金戻入1節長期前受金戻入110万円の増額は、前年度までに国庫補助金等により取得した資産の令和3年度分減価償却見合額が確定したことによるものでございます。

7目雑収益4節その他雑収益15万円の増額は、宇美町下水道条例に定める罰則による過料によるものでございます。

支出に移りまして、1款下水道事業費用1項営業費用1目管渠費20節動力費6万1,000円の増額は、マンホールポンプの電気代を年度末を見通して補正を行うものでございます。

2目流域下水道維持管理負担金1節流域下水道維持管理負担金121万4,000円の増額は、年度末を見通した排水汚水量により多々良川流域下水道事業維持管理負担金を増額補正するものでございます。

3目総係費の1節給料から、5節法定福利費までの357万3,000円の増額は、課長の人件費を上水道事業会計と案分し、精算などを行うものでございます。6節旅費4万円の減額は、新型コロナウイルス感染防止により、研修会等が開催されなかったことによる不用額の整理を行うものでございます。

23節負担金140万円の減額は、下水道使用料賦課徴収に係る事務負担金でございまして、量水器購入費が減額になったことにより、負担金額の減額補正を行うものでございます。

30節賞与引当金繰入額及び31節法定福利費引当金繰入額は、令和4年6月に支払予定である期末勤勉手当見込額の引当金を6万2,000円減額補正として計上しております。

32節貸倒引当金繰入額8万2,000円の減額は、下水道使用料金等の未納額分の整理を行ったものでございます。

33節報償費138万3,000円の減額は、受益者負担金猶予等により賦課面積の減少によるものでございます。

34節補助金90万円の減額は、年度末を見通した水洗便所等改造奨励金、及び本年度に申請の見込みがない生活保護世帯水洗便所等改造補助金の整理を行うものでございます。

4目減価償却費1節有形固定資産減価償却費77万1,000円の減額は、取得資産及び減価償却費の確定に伴い、補正を行うものでございます。

2 節無形固定資産減価償却費 2 8 万 6, 0 0 0 円の減額は、流域下水道建設負担金分が確定したことに伴い減額補正を行うものでございます。

5 目資産減耗費 1 節固定資産減価償却費 3 0 万 4, 0 0 0 円の減額は、備品等の廃棄により除却費を計上するものでございます。

6 ページ、7 ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出の収入におきまして、1 款資本的収入 1 項企業債 1 目企業債 2 節流域下水道事業債 3 2 0 万円の減額は、多々良川流域下水道補助対象事業費の市町村負担額が確定したことによる減額補正をするものでございます。

4 節企業債 5 0 万円の減額は、借入額の確定に伴う整理を行ったものでございます。

4 項補助金 1 目国庫補助金 1 節国庫補助金 5 万円の増額は、社会資本整備総合交付金の交付決定額を整理したものでございます。

5 項負担金 1 目都市計画費負担金 1 節受益者負担金 3 7 4 万 3, 0 0 0 円の減額は、受益者負担金猶予等による減額、及び区域外流入に伴う受益者負担金相当額の増額によるものでございます。

支出に移りまして、1 款資本的支出 1 項建設改良費 1 目下水道事業費 4 9 節有形固定資産購入費 9 万円の減額は、量水器購入費の確定に伴いまして不用額の整理を行うものでございます。

2 目流域下水道建設負担金 1 節流域下水道建設負担金 5 0 6 万 5, 0 0 0 円の減額は、多々良川流域下水道事業建設負担金の確定により減額補正を行うものでございます。

今回の補正によりまして、本年度の収支は 7, 6 7 4 万円余の純利益が見込まれます。今年度末の資金残高は 1, 2 0 7 万円余となる見込みでございます。

以上で、説明を終わりますが、御審議の上、議決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。収益的収入及び支出と資本的収入及び支出を一括審査したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。質疑のある方はどうぞ。4 番、丸山議員。

○4 番（丸山康夫君） 7 ページの受益者負担金 3 7 4 万 3, 0 0 0 円の減額について、先ほどの説明じゃ私はよく分からなかったんですけども、猶予分が幾らで区域外流入が幾らでとか言われましたけれども、受益者負担金相当額は 2 2 8 万 1, 0 0 0 円上がって、受益者負担金は 6 0 2 万 4, 0 0 0 円下がったと、このからくりをもうちょっと詳しく説明していただけない

か。よろしく申し上げます。

○議長（古賀ひろ子君） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博君） 受益者負担金につきましてですが、まず、受益者負担金相当額につきましては、もともと当初予定では16万8,000平米ほどの面積の整備が終わっておりますので、その分の受益者負担金の賦課面積というふうに計上しておりました。これは、地域全体になりますものですから、極端に申しますと畑とか田んぼとか、そういうのも全部含まれております。その後、受益者負担金の納付等で猶予、農地とかは猶予になりますものから、地権者さん等申請を行いながら、最終的には1万2,800平米ほどが猶予という形で、いわゆる先延べの形になりました。その分の負担金が、最終的に減ったのが600万ほど減ったところでございます。

それから、区域外流入に伴います受益者負担金の相当額につきましては、区域外における下水道がまだ整備されていない。区域外における開発等で、そちらの方が下水につながりたいといったときに、受益者負担金の相当額を一括でいただくことになっておまして、今回、対象地が5地区ございまして、その5地区で220万ほどの収入があっているというところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 5地区はどこになりますか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 前田課長。

○上下水道課長（前田友博君） 5地区ございまして、まず1件目が貴船二丁目の一般住宅がございまして、それから、2件目が、これは貴船二丁目の一般住宅になります。3件目が、これも貴船二丁目の一般住宅になりまして、4件目が大字井野になります。5件目も井野になりまして、ちょうど平成区の辺りになります。その5件になります。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから、議案第12号 令和3年度宇美町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ただいまより、13時まで休憩に入ります。

11時55分休憩

.....
13時00分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、前田上下水道課長より発言の訂正の申出がっておりますので、これを許します。前田上下水道課長。

○上下水道課長（前田友博君） 失礼します。先ほど入江議員から御質問をいただきました貴船五丁目地区の給水に関する負担金につきましてでございますが、工事負担金の総額、それと5年間の分割は決定しておるわけでございますけど、必要があれば見直しを行うと先ほど回答をしておりました。

これにつきましては、町の相手先が管理組合になりますものですから、個人さんが管理組合に支払いをされて、管理組合から町へ支払うという流れになっております。

ですから、最終的には各年度末に設定しております納期限、その期限につきましては、申出があった際には協議をやっていききたいというふうに考えているところでございます。

誠に申し訳ございませんでした。

日程第11. 議案第13号

○議長（古賀ひろ子君） 日程第11、議案第13号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君） 失礼します。それでは、議案第13号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第11号）の説明をさせていただきます。

予算書の1ページをお開き願います。

令和3年度宇美町一般会計補正予算（第11号）は、歳入歳出それぞれ1,408万5,000円を減額し、予算総額を152億7,488万7,000円とするものでございます。

補正の主な内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により不用となった経費の減額や、令和3年度決算を見通しての各事務・事業費の整理及び庁舎建設等基金費、国民健康保険特別会計繰出金、障害者自立支援給付事業費、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の増額などを行うとともに、第2条で繰越明許費の補正、第3条で債務負担行為の補正、第4条で地方

債の補正を併せて提案するものでございます。

なお、各款にわたる人件費の補正につきましては、説明を割愛させていただきますことを御了承いただきたいと思います。

これから説明をしてみますが、資料につきましては、3月議会議案資料綴一般会計補正予算（第11号）事業一覧表を添付いたしております。主な事業内容の説明が入っておりますので、併せて御参照いただければと思います。説明につきましては、予算書のほうで説明をいたします。

それでは、歳出から説明をさせていただきます。

予算書44ページ、45ページをお願いいたします。

1款議会費1項議会費1目議会費でございます。右側中段の議会運営経費151万9,000円の減額は、決算を見通しての各経費の整理を行うものです。

46、47ページをお願いします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費から、次の48、49ページ、2目文書広報費につきましても、決算を見通しての各経費の整理となっています。

次の5目財産管理費、右側の庁舎維持管理費、庁舎トイレ等改修工事請負費348万8,000円の減額は、執行残によるものです。そのほか、決算を見通しての減額整理となっております。

6目企画費、ふるさと宇美町応援寄附事業費につきましては、当初予算におきまして寄附金額を5億3,000万円とし、各事務経費等を計上していましたが、今年度の寄附金額が4億円程度となる見込みであることから、予算を見直すこととし、50、51ページ、通信運搬費（郵便料）を195万円減額、運営代行手数料を6,872万4,000円減額しています。

7目電子計算費、情報システム管理費は不用額の減額整理、次の情報システム共同化事業費、電算システム改修業務委託料451万円の増額は、住民基本台帳法改正等に伴い、転出・転入手続のワンストップ化に係るシステム改修業務を委託するものです。この事業は、国の100%補助となっております。そのほか、執行残等による減額です。

8目自治振興費、次のページになりますが、52、53ページ、9目生涯学習推進費、10目交通安全対策費、11目防犯対策費、12目土地対策費につきましても、決算を見通しての減額整理となっております。

14目基金費では、基金の利子を整理するほか、本補正予算における歳入歳出の差引額のうち、財政調整基金費に1,009万1,000円を積み立てていますが、これは、まず、54、5ページ、右側上段の庁舎建設等基金費に1億1,999万4,000円を積み立て、残りの1,009万1,000円を財政調整基金費に積み立てるものです。森林環境譲与税基金費は、森林環境譲与税を割り当てている事業の執行額が確定し、今年度の収入額との差額137万5,000円を積

み立てるものです。

18目地域交通費、地域交通環境整備事業費も、決算を見通しての減額整理となっております。

次からこのページの最後までは、新型コロナウイルス感染症に伴う町独自の支援事業や感染防止対策事業について決算を見通し減額するもので、19目緊急経済対策費、事業継続支援金給付事業費につきましては、当初、対象事業費を400事業者と想定していましたが、実際は300事業者程度となる見込みから、1,001万1,000円減額し、21目施設環境対策費につきましては、庁舎内感染防止対策事業費を2万9,000円減額、確定申告会場感染防止対策事業費を15万6,000円減額をしています。

56、57ページをお願いします。

中段の3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費、右側002戸籍住民基本台帳管理費、58、59ページ、003住居表示関係経費、004個人番号カード交付事務費も、決算を見通しての減額整理、60、61ページ、4項選挙費4目県知事・県議会議員選挙費、5目衆議院議員選挙費は、62、63ページまで続きますが、これにつきましても、執行残の減額整理です。

64、65ページを飛ばしていただきまして、66、67ページをお願いします。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、右側002社会福祉事業費では、災害見舞金を10万円増額しています。

3目国民健康保険事業費、国民健康保険特別会計繰出金では、額の確定に伴い、保険基盤安定分を1,048万9,000円増額、職員給与費等の保険基盤安定以外分を3,838万4,000円増額しています。

68、69ページ、4目障害者福祉費、障害者福祉事業費は、決算を見通し、福祉タクシー事業車借上料を30万円減額、次の障害者自立支援給付事業費は、福祉サービス利用者の増加に伴い、障害者自立支援給付費を4,215万4,000円増額しています。

007重度障がい者医療支援経費は、医療機関への受診件数が増加しているため、重度障がい者医療費を201万5,000円増額しています。

5目高齢者福祉費、高齢者福祉事業費、70、71ページ、6目高齢者福祉施設費、老人福祉センター運営経費は、執行残及び決算を見通しての減額整理となっております。

7目介護保険事業費、介護予防事業費、包括的支援事業費も決算を見通しての減額整理、次の介護保険関係経費、福岡県介護保険広域連合負担金は、額の確定により5,349万2,000円減額する一方で、福岡県介護保険広域連合人件費負担金を460万3,000円増額しています。

72、73ページ、8目後期高齢者医療費、後期高齢者医療特別会計繰出金は、額の確定により218万1,000円減額をしています。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費、右側002子ども医療支援経費は、医療機関への受診件

数等が増加しているため、子ども医療費を887万5,000円増額しています。低所得の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費は決算を見通しての減額整理で、74、75ページ、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、令和4年2月末の申請期限までの受給者を見込み、不用となる2,380万円を減額をしています。地域子ども・子育て支援事業費は、前年度国庫支出金返還金を217万円計上しています。

2目児童手当費、児童手当関係経費、児童手当は、支給額の確定により516万円減額しています。

3目ひとり親家庭等医療費、ひとり親家庭等医療支援経費、ひとり親家庭等医療費は、医療機関への受診件数等が増加しているため、115万4,000円増額をしています。

4目子育て支援事業費、放課後児童健全育成事業費、放課後児童クラブ運営業務委託料は、国の決定に基づく放課後児童支援員等の処遇改善により132万円増額しています。

76、77ページをお願いします。

5目保育園費、町立保育園運営経費は、国の保育士等処遇改善臨時特例交付金を交付するために必要な経費として、時間外勤務手当を10万円、消耗品費を20万円増額しており、国の100%補助となっています。

次の特定教育・保育施設運営経費は、国の決定に基づく保育士等処遇改善により、各民間保育園給付費負担金について計307万9,000円を増額、特定地域型保育事業費も同様に、保育士等処遇改善により、地域型保育給付費負担金を76万7,000円増額しています。

78、79ページを飛ばしていただいて、80、81ページをお願いします。

4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費、右側の002母子衛生事業費では、受診件数等が増加したため、妊婦健診業務委託料を207万5,000円増額し、次の保健衛生事業費、保健衛生関係経費は、決算を見通しての減額整理となっています。

82、83ページ、3目予防費、予防接種事業費も決算を見通しての減額整理となっています。次の新型コロナウイルスワクチン接種事業費は、不用見込額を整理する一方で、3回目の接種対象者の前倒しや小児接種の3月開始を見込み、必要となる経費として、一番下の個別接種委託料を3,962万7,000円増額をしています。

84、85ページ中段の2項清掃費3目塵芥処理費、ごみ処理事業費は、ごみ袋等製作業務委託料を執行残により74万3,000円減額、RDF処理業務委託料は、須恵町外二ヶ町清掃施設組合の事業費の決算見込みから3,220万4,000円減額をしています。最終処分場運営経費、剪定樹木等資源化業務委託料は、町内剪定樹木の処理量が増加しているため100万円増額、86、87ページ、浸出水処理施設点検整備工事請負費は、執行残により131万8,000円、トラックスケール整備工事請負費も同様に執行残139万3,000円を減額をしています。リ

サイクルセンター管理費では、宇美志免リサイクルセンター運営費の確定により、宇美町・志免町衛生施設組合負担金を1,890万2,000円減額をしています。

4目し尿処理費、浄化槽費は、設置基数の確定により、合併処理浄化槽設置整備事業補助金の補助分を224万7,000円減額、単独分を37万8,000円減額をしています。

88、89ページをお願いします。

6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費、農業委員会運営経費は、執行残等により減額する一方で、一番下の情報機器購入費は、農業委員会による情報収集等業務効率化支援事業を活用し、タブレット端末を3台購入するため12万円増額をしています。

2つ下の3目農業振興費も決算を見通しての減額整理、5目農地費、農業基盤保全事業費、90、91ページ、ため池耐震診断業務委託料は、町内2か所のため池について耐震調査を実施するため1,830万円の増額、次のため池劣化状況評価業務委託料は、町内4か所のため池について劣化状況の評価等を実施するため354万6,000円増額をしています。金坪池改修事業費負担金は、執行見込額確定により446万7,000円減額をしています。

2項林業費1目林業総務費、林政事務関係経費は、額の確定等による減額整理、2目林業振興費、森林機能保全事業費は、執行額の決定等により減額する一方で、荒廃森林整備事業費の確定により、工事雑費を8万8,000円増額、92、93ページの一番下、荒廃森林整備工事請負費を296万5,000円増額をしています。

94、95ページをお願いします。

7款商工費1項商工費については、額の確定等による減額整理です。

96、97ページをお願いします。

8款土木費、中段の2項道路橋りょう費も、執行残見込み等の減額整理をしています。

98、99ページをお願いします。

5項都市計画費1目都市計画総務費、右側002都市計画事務関係経費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、都市計画審議会等が未実施となり減額整理をしています。

3目街路事業費、都市計画街路整備事業費は、福岡県で実施する都市計画道路志免宇美線街路事業費の減額により、志免宇美線街路事業負担金を5,216万7,000円減額しています。

5目公園費、公園管理・整備事業費は、不足が見込まれる光熱水費電気代を19万6,000円増額、100、101ページは、そのほか執行残等による減額整理をしています。

6項住宅費1目住宅管理費、町営住宅維持管理費、2目住宅建設費も執行残の減額整理をしています。

102、103ページをお願いします。

9款消防費1項消防費1目常備消防費では、額の確定により粕屋南部消防組合分担金を

862万8,000円減額をしています。

2目非常備消防費、消防団活動支援事業費は、消防団員公務災害補償費を147万7,000円増額、そのほか決算を見通して減額整理をしています。

3目消防施設費と4目防災対策費は、次の104、105ページまで続きますが、決算を見通しての減額整理となっています。

106、107ページをお願いします。

10款教育費1項教育総務費1目教育委員会費、教育委員会費運営経費は額の確定による減額、2目事務局費、右側002事務局運営経費は決算を見通しての減額をする一方で、不足が見込まれるコピー機使用料を4万9,000円増額をしています。

3目教育支援事業費、学校教育推進事業費は、年度の切替えに伴い小中学校のタブレット端末を再配置するため、ネットワーク機器設定業務委託料を63万円増額しています。

学校支援事業費、108、109ページ、修繕料は20万円枠出し計上、修学旅行キャンセル料等補助金は375万円減額をしています。保健・安全対策事業費は執行残等の減額整理、次の教育相談事業費は、スクールソーシャルワーカー謝礼金の不足見込額を26万5,000円増額をしています。

2項小学校費1目学校管理費では、宇美東小学校管理費、110、111ページ、学校整備工事請負費で特別支援学級児童の増加に伴い、既存教室の間仕切り工事を行うため110万円増額をしているほか、各小学校において不足が見込まれる光熱水費電気代を増額するなどしています。2目教育振興費では、宇美東小学校・原田小学校・桜原小学校教育振興費において、令和4年度に学級数が増えることなどにより、教師用教科書・指導書購入費を増額しています。

112、113ページをお願いします。

3項中学校費1目学校管理費、宇美中学校管理費では、不足が見込まれる光熱水費電気代の増額、宇美東中学校管理費では、不足が見込まれる光熱水費電気代と水道代、修繕料をそれぞれ増額をしています。学校管理関係経費の学校整備工事請負費は、宇美中、宇美東中学校の特別支援教室テレビ設置工事等を行うため、159万3,000円の増額と執行残等の減額整理となっています。

2目教育振興費、中学校教育振興費は、不足が見込まれる部活動教員外指導者謝礼金を9万4,000円増額しています。

114、115ページ、各中学校教育振興費では、令和4年度に学級数が増えることにより、教師用教科書・指導書購入費の増額等をしています。

6項社会教育費については、1目社会教育総務費、次の116、117ページ、2目青少年教育費、3目人権教育費、4目公民館費、118、119ページ、5目図書館費、6目社会教育施

設費、8目文化財保護費、120、121ページ、9目歴史民俗資料館費まで、それぞれ決算を見通しての事務事業費の整理となっています。

7項保健体育費1目保健体育総務費、122、123ページ、2目体育施設費、3目学校給食費、124、125ページまで続きますが、これらもそれぞれ決算を見通しての事務事業費の整理となっています。

126、127ページをお願いします。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費4目農林業施設単独災害復旧費、災害復旧応急工事請負費（単独）は、事業費の確定により431万円減額をしています。

2項公共土木施設等災害復旧費1目公共土木施設等単独災害復旧費は、時間外勤務手当を130万円増額、災害復旧応急工事請負費（単独）は、町道有内～苔牟田線応急工事の執行見込額により不用額367万1,000円を減額をしています。

2目公共土木施設等補助災害復旧費は、工事雑費を50万円増額、測量設計業務委託料（単独）は、町道竹ヶ下～桜ヶ丘線災害復旧事業において、災害査定後に被災範囲が拡大し、災害査定の変更協議を実施するため、再測量、追加・修正設計業務委託料として1,500万円増額をしています。

歳出の説明は以上となります。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

16、17ページをお願いいたします。

1款町税は、年度末の調定見込額や見込徴収率等の見直しにより、1項町民税を4,768万7,000円増額、3項軽自動車税を8万8,000円増額、4項町たばこ税を1,500万円増額、5項旧法による税を39万8,000円減額をしています。

3款利子割交付金と18、19ページの6款法人事業税交付金は、収入済額から増額補正をし、8款自動車税環境性能割交付金は、本年度の収入見込みから減額補正をしています。

10款地方交付税、普通交付税は、国の令和3年度補正第1号において、令和3年度普通交付税が増額され、追加交付となり2億1,745万6,000円増額をしています。

12款分担金及び負担金2項負担金から、20、21ページ、13款使用料及び手数料1項使用料、次の22、23ページ中段の2項手数料までは、収入済額または今後の収入見込みにより、各予算の増減額補正を行っています。

14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金、国民健康保険保険基盤安定負担金、障害者福祉費負担金、児童手当給付費負担金は、歳出事業費の確定等による補正増減により、そこに充てる国庫支出金を増減額補正しています。

次の施設型給付費等負担金は、保育士等処遇改善臨時特例交付金により413万9,000円

増額、臨時特別給付金負担金、子育て世帯への臨時特別給付金負担金は、決算を見通し1,807万5,000円減額をしています。

次の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金負担金（ひとり親）7,000円の減額、24、25ページ、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金負担金（ひとり親以外）2,422万3,000円の減額も、決算を見通しての減額です。

3目衛生費国庫負担金では、新型コロナウイルスワクチン接種対策事業費の補正により、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を9,054万8,000円増額しており、国の100%補助となっています。

7目災害復旧費国庫負担金、現年度公共土木施設災害復旧事業費負担金は、額の確定により7,965万4,000円を減額をしています。

2項国庫補助金2目総務費国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、総務省分補助金398万2,000円の増額は、転出・転入手続のワンストップ化に係るシステム改修業務委託料に対する補助金等です。個人番号カード関連事務費補助金は、歳出の減額により396万5,000円の減額、地方創生臨時交付金につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応として交付されるもので、子育て世帯への臨時特別給付金において、所得制限により支給対象外となった方に対する給付事業の実施に伴い1,807万5,000円増額をしています。

26、27ページをお願いします。

3目民生費国庫補助金、右2段目の地域子ども・子育て支援事業費補助金、利用者支援事業費補助金（特定型）62万8,000円、利用者支援事業費補助金（母子保健型）149万9,000円の増額は、補助率改正によりそれぞれ増額をしています。その下、放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業費補助金を132万円増額をしています。

4目衛生費国庫補助金、右3段目の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金は、新型コロナウイルスワクチン接種事業費の補正により5,897万6,000円減額をしています。

9目教育費国庫補助金、右2段目のへき地児童生徒援助費等補助金616万6,000円の増額は、町道竹ヶ下～桜ヶ丘線のり面崩壊に伴い、臨時スクールバス運行に伴う補助金で、2分の1の補助となっています。

28、29ページをお願いします。

15款県支出金1項県負担金、2項県補助金、次の30、31ページ、さらに次に32、33ページの中段、3項委託金までは、国庫支出金と同様に歳出事業費の確定による補正増減により、それに連動し増減額補正するものが主なものとなっています。

中段下の16款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金は、基金の利子を2つの基金利子の現在高に合わせ調整するものです。

2項財産売払収入1目不動産売払収入は、現計予算を超えております町有地売払収入を550万4,000円増額をしています。

34、35ページをお願いします。

17款寄附金1項寄附金2目指定寄附金、小学校費寄附金を20万2,000円増額、3目ふるさと宇美町応援寄附金につきましては、現状の寄附金額から年度末を見通し、当初の見込みから総額で1億3,000万円減額する見込みであることから、各指定事業の受入額について増減額補正を行っております。

18款繰入金2項基金繰入金7目歩み出そう次の100年基金繰入金201万4,000円の減額は、基金充当事業費の減によるものです。

20款諸収入1項延滞金、加算金及び過料1目延滞金では、収入済みから町税延滞金を46万3,000円増額をしています。

36、37ページをお願いします。

7項雑入5目過年度収入は、医療費支給事業費を241万4,000円増額、8目雑入は収入額の確定や見込みにより増減額整理をするものですが、中段の介護保険雑入では、介護保険広域連合への宇美町からの派遣職員人件費として630万9,000円の増額、3つ下の清掃雑入、最終処分場トラックスケール設置工事負担金として1,102万円増額をしています。

38、39ページをお願いします。

21款町債1項町債は、対象事業費の確定等により増減額整理を行っていますが、1目土木債、緊急自然災害防止対策事業債、地すべり対策事業は、町道有内～苔牟田線災害復旧事業に伴い400万円増額、9目災害復旧費は、町道竹ヶ下～桜ヶ丘線災害復旧事業に伴い、補助災害復旧事業債を2,690万円減額、一般単独災害復旧事業債を820万円増額をしています。

40、41ページをお願いします。

11目臨時財政対策債は、令和3年度の普通交付税が追加交付となりましたので、1億4,036万6,000円減額をしています。

13目補正予算債、志免宇美線街路事業は、福岡県で実施する都市計画道路志免宇美線街路事業に要する経費の負担の変更により700万円増額をしています。

次に、6ページをお願いします。

第2表、繰越明許費補正は、7件の追加と1件の変更を提案するもので、1、追加の1件目が2款総務費1項総務管理費、事業名が転出・転入手続のワンストップ化に係るシステム改修事業で、金額を451万円と定めるもの、2件目が3款民生費2項児童福祉費、事業名が子育て世帯臨時特別給付金給付事業で、金額を150万円と定めるもの、3件目が6款農林水産業費1項農業費、事業名が農業委員会用タブレット購入事業で、金額を12万円と定めるもの、4件目が同

じく6款農林水産業費1項農業費、事業名がため池耐震診断及びため池劣化状況評価事業で、金額を2,184万6,000円と定めるもの、5件目が8款土木費5項都市計画費、事業名が用途地域指定区域外土地利用方針検討事業で、金額を259万6,000円と定めるもの、6件目が9款消防費1項消防費、事業名が第7分団小型動力ポンプ付積載車購入事業で、金額を1,287万円と定めるもの、7件目が10款教育費7項保健体育費、相撲場上屋等整備事業で238万1,000円と定めるものです。

2、変更は3款民生費1項社会福祉費、事業名が住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業で、金額を1億6,898万8,000円から2億6,007万3,000円に変更するものです。

右側、7ページをお願いします。

第3表、債務負担行為補正は、2件の追加と1件の変更を提案するもので、1、追加の1件目が福祉巡回バス運行業務、期間を令和4年度、限度額を3,858万4,000円、2件目は社会教育課仮設電話設置、期間を令和3年度から令和4年度まで、限度額を70万4,000円とするもの、2、変更は、放課後児童クラブ運営業務委託、限度額を2億334万3,000円を2億2,710万3,000円に変更するものです。

8ページをお願いします。

第4表、地方債補正は、追加1件、変更7件を提案するもので、1、追加は起債の目的が補正予算債で、限度額が700万円、起債の方法、利率、償還の方法は他の地方債と同じ内容で定めるものです。

2、変更は、いずれも限度額の変更で、公共事業等債1億2,500万円を7,170万円に、緊急自然災害防止対策事業債7,050万円を7,450万円に、公共施設等適正管理推進事業債2億7,770万円を2億7,230万円に、緊急防災・減災事業債5,810万円を5,720万円に、補助災害復旧事業債1億4,220万円を1億1,530万円に、一般単独災害復旧事業債1億3,980万円を1億4,800万円に、臨時財政対策債5億1,228万6,000円を3億7,192万円にそれぞれ変更するものです。

最後に、予算書の最後のほうになります。128、129ページに、今回の補正に係る給与費明細書を掲載しております。御参照ください。

以上で説明を終わりますが、御審議の上可決いただきますようお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑の方法についてお諮りします。歳入と歳出に区別の上、歳出は適宜こちらのほうで指示いたし、歳入一括、最後に総括質疑という順序で審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

質疑のある方は、ページ数をお示しの上、質疑をお願いします。

それでは、歳出1款議会費から2款総務費まで、44ページから65ページまで質疑のある方はどうぞ。5番、平野議員。

○5番（平野龍彦君） お疲れさまです。いろいろ気になっていますが、1件、ふるさと納税宇美町受入事業、事業一覧表の1ページ、上段についてお伺いできればと思います。

まず、最終受入見込額が4億円ほど、まず1点目が、何件最終見込み、予定で構いません、受入件数を教えていただければと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 原田まちづくり課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） それでは、まちづくり課から回答させていただきます。

昨日、3月9日現在で受入れしております寄附金額につきましては、4億1,001万1,287円およそ4億1,000万円という金額になっています。まだ寄附を頂いている継続中でありまして、3月最終見込みといたしましては4億1,500万から4億2,000万程度なのではないのかなというふうに思っています。

寄附の件数につきましては、先ほど4億1,000万という金額を申し上げましたけれども、寄附件数については3万972件となっているところでございます。3万972件です。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員。

○5番（平野龍彦君） 3万900何がし、たしか前年度が5万件ちょいでしたですね。1件当たりが暗算で1万3,000円で、昨年度が6.8億、今回は4億ですね。前回から、暗算で4割落ちているわけですが、そこで次の見込みといたしますか、予定といたしますか、計画、幾らぐらい、受入額を教えていただければと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） 次のというのは、来年度に向けてということになりますでしょうか。来年度については、また改めて令和4年度の予算の審査の折に御説明をすることになるかと思っておりますけれども、来年度の予算見込みについては3億円を予定しておるところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員。

○5番（平野龍彦君） 3億ですね。4年前から右肩上がりで来ているんですけども、今回、竜頭蛇尾、次年度もちょっと竜頭蛇尾になりそうですけど、安川新町長にちょっとお尋ねしたいんですけど、10億円を目指すと、目玉事業にしたいのだろうと思いますけど、具体的な手段といたしますか、その辺がもしよければ教えていただければと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 安川町長。

○町長（安川茂伸君） 今、私に具体的な手段というのではないわけですが、あまおう頼りだったと思います、今までのふるさと応援寄附につきましては、そこからの奪還というのが、やはり一つ大きな課題ではなかろうかというふうに思っている次第です。担当課とそこら辺は協議しながら、獲得に向けて努力していきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 平野議員。

○5番（平野龍彦君） 最後です。何回か言いましたけど、千葉県の長生村、村長さんは高額納税者、1日5件、トップ電話営業しているわけです。宇美町におきましても、安川町長はいかがでしょう、トップ電話作戦という提案ですけど。

○議長（古賀ひろ子君） 安川町長。

○町長（安川茂伸君） 今の段階で、私がそれぞれにお電話するっていう考えは持ち合わせていないわけですが、全ての政策において私が、トップセールスと申しますか、全面に出て対応していくという覚悟はできております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。4番、丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 同じくふるさと納税応援寄附金についてお尋ねします。私は、もうちょっと突っ込んだ質問をしたいと思っておりますけれども、去年の6億8,000万、ここに届かなかった理由っていうのを、原課としてどのように分析しているのか、まず、ここについて説明していただけますか、お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） このふるさと応援寄附金につきましては、取組を始めてからずっと右肩上がりです。特に平成31年度から、福岡県が認定する地域資源、いわゆるあまおうを含む17品目が福岡県内の全市町で取り扱うことができるようになってから、飛躍的に金額が伸びまして、平成31年度が2億5,000万、そして昨年度が6億8,000万というところであったものでございます。

そのような中で、今年度につきましては、春先は昨年度と変わらなかったんですけども、夏ぐらいからかなり好調に推移しまして、実は12月の当初ぐらいまでは昨年を超えておりました。ただし、12月に入ったところで、昨年爆発的に出たあまおうが出なかったということで、12月単月だけで3億3,000万ほど昨年よりは低かったという結果が、このような事態になっているところでございます。

今年、春先からずっと好調だったのが、あまおうの6パック1万円が1万セットということで、これが売上げベースで1億円、これは完売をいたしております。昨年の主力商品だった秋口の1万2,000円5パックというのが、去年は4万パック出て、この金額だけでも4億8,000万という金額になったわけですが、今年度についてはこれが6,500パックということ

で、ここだけでも4億程度金額を落としているということでございます。

非常に県内どこでもこのあまおうが扱えるということで、非常に競争になっていまして、私どものほうでは昨年同様に5パック1万2,000円ということを出しておったところでございますが、中には4パック1万円とかいろんな差別化を図りながら出してあった中で、ちょっと今回は宇美町が選ばれなかったということになったのではないかなと思います。

昨年寄附を頂いた方、5万件の方々に向かって、返品品はこういう用途に使いましてよということで、初めておはがき等を出させていただきました。年度末をまたいでおりました関係で、4月を迎える時期に引っ越しをされたりということで、かなりのはがきが戻ってまいりました。恐らく一人暮らしの方であったりとか、单身の方が多く含まれてあったんじゃないかなと思います。

そのような方々に対して、このあまおうの6パックが果たしてどうだったのかなというところで、このあたりもしっかり検証をしていく必要があるのではないかなというふうに思います。

非常にこのあまおうについては、鮮度が重要でございまして、あまり日持ちをするものではございませんので、こういったのを踏まえて、こういったその形態が一番望まれるのか、しっかりマーケティング等を行っていく必要があるというふうに思っているところでございます。

2月以降は少し持ち直しをしてきているところでございまして、最終的には4億2,000万ぐらいにたどり着くんじゃないかなというふうに思っておりますけれども、先ほど町長のほうからもお話がありましたように、このあまおう頼みになることなく、ほかの返品品の開発等も行っていかなければいけないというふうには思っているところでございます。

そのような中、令和3年度につきましては、既存の返品品として町内の食品加工店が扱っております焼き肉、あるいはモツ鍋、明太子、焼き鳥、博多和牛等々伸ばしてきておりました、昨年ベースでいくと3,200万程度売上げが上がっているというようなことがありますので、こういったところをしっかりと検証しながら、来年度の取組に生かしていきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○4番（丸山康夫君） しっかりとした総括というのが何よりも大事だろうと思っておりますけれども、1点だけ確認したいのは、あまおうが品切れになったということはあるんですか。私も常々、ポータルサイトいつも見ておりますけれども、なかなかあまおうが上のほうに上がってこないような時期がありました。特に年末ですね、そういったところ。

そして、品切れが起こったということはある得たんですか。どうでしょう。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） 当初私どものほうで扱っておりました先ほど1万円6パック、

これは全部完売をしたということで、はい、終了をいたしております。

その後、秋口から出しておりました分については、同じ仕入先から出しておりました関係で、そこであまおうの取り合いになって、うちで予定していた分がほかに流れた分もあったかなというふうには思いますけれども、特に大きく品切れになったことで、寄附ができなかったということとはなかったかなと思います。

ただ、これも時期的なものがありまして、今もう少しあまおうのほうが出荷が出てきているようでございますので、これまた今後の3月等に生かしていきたいなというふうには思っているところ です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 昨年度に比べると、宣伝——ウェブを使った宣伝であったり、電車の中刷り広告を出したりとか、いろんな宣伝というものにかなり力を入れたと思っています。ダイレクトメールも、そのうちの1つだろうと思うんですけども、なかなか宣伝効果については触れられなかったんでね、そこ一言だけ触れていただけませんか。最後にします、これが。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 原田課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） 令和3年度については、新たな取組としてポータルサイトの追加等も行いました。主要の四大サイトに加えて2つ追加して、現在7つのサイトで申込みができるような形になっています。

そのほかお話がありましたように、今年は6月から関東の電車広告を行ったり、あるいはダイレクトメールを行ったりということで、様々な広告等を行ってきたところでございます。

また、サイトの中には、11月から12月にかけて、ヤフーのインフィード広告ということで、これは関東の方々を中心になりますけれども、検索をしたらそこに宇美町の返礼品が上がってくるようなサイトで、なかなか福岡県では、これはサイトを見ることはできませんので、どの程度の効果というのは計り知れないところがございますけれども、少なからずこういったものについて、この返礼品の寄附に結びついているものというふうには考えておるところでございますが、このあたりもしっかり検証しながら、こういった時期にどういう広告を、誰に向けてやっていくのがいいのかということは、しっかり検証して取組を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 55ページになります。庁舎建設等基金費、1億2,000万の基金を積みようになっていますけれども、なぜ庁舎建設等基金費に組むのか、財調じゃ駄目なのか、その辺の理由っていうものを説明していただけませんか。

○議長（古賀ひろ子君） 中西財政課長。

○財政課長（中西敏光君） まず、今回、歳入歳出の余剰金というところで、まず財政調整基金のほうに基金を積み立てたと。理由についてでございますが、やはり庁舎建設等基金に積み立てたということでございますが、これにつきましては、議員も御承知のとおり、本舎をはじめ町内の公共施設の新設、増築、改築、改修などに必要な費用に充てる積立てを行うものということで、公共施設の整備の際に必要な財源ということで積立てを行っております。

この基金をいつまでに、どの程度積み立てるかということにつきましては、今後やはり今現在、公共施設の再配置計画等がございますけれども、やはりそういったものも踏まえ、また今後の公共施設の事業計画、そういったものを含めてやはり検討していく必要があるというふうに考えております。

したがって、現段階におきましてはやはり10億程度、そういったところを目標にしておりますので、今回、庁舎建設等基金に積立てをまずさせていただいたというところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 同じく55ページなんです。事業継続支援金給付事業費ですね。これについて説明をしていただきたいところがありまして、4,010万5,000円ですね、この予算に対して1,001万1,000円削減しているわけなんですけれども、きちんと周知がなされたのかっていうのが、非常に気になるところです。

町内の事業者さんですね、非常に苦しんであるところ多いと聞いているんですけれども、そういった周知漏れがなかったのか。皆さんちゃんとこういった給付金が出るよっていうことを御存じなのかどうか、そこが非常に気になっているところなんですけれども、どのように周知をしたか、また申請が上がってきていないような方々に対するアプローチはどう考えているのか、どんなふうにやったのかお答えいただけませんか。

○議長（古賀ひろ子君） 原田まちづくり課長。

○まちづくり課長（原田和幸君） この事業継続支援金の給付事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金を活用して実施をさせていただいております。

10月の臨時議会で予算を計上いたしまして、11月の広報でまず全体に広くお知らせをするとともに、各事業者さんについては、専門の業者を使いましてポスティングを行いました。ゼンリンの地図を基に各事務所のほうを訪問して、それぞれの事業所のほうにポスティングをさせていただいたところでございます。

そのような中で、11月から申請を受付しまして、1月いっぱいまでということで受付しましたところ、全体で265件の申請を受付をいたしております。

この間、12月にまだ申請をなされていないところについては、私どものほうで再度、催促と

いうか、通知を発送させていただいているところでございます。その結果、1月最終時点で265件という申請に結びついたものというふうに考えているところです。（「了解」と呼ぶ者あり）

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。

次に、3款民生費、66ページから79ページまで質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 75ページです。また似たような質問なんですけどね、低所得の子育て世帯生活支援特別給付費、これも2,380万円の減額ということで、当初予定からするとかなりの減額をされているということで、そこに対する質問を行いたいと思いますが。同じような質問です。

きちんと周知がなされたのかどうか、その確認を行ったのかどうか、申請していない方に再度の周知は行ったのかどうか、そういったところについて、ぜひさっきのすばらしい回答みたいに回答していただきたいんですけどね、お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 八島住民課長。

○住民課長（八島勝行君） この事業につきましては、住民課のほうで所管しておりますので、こちらのほうから回答させていただきます。

こちらの対象につきましては、年度の初めに急遽制度が決まりまして、たしか5月の頃だったと思いますけれども、申告の情報を基に非課税世帯を抽出し、その結果約300世帯ほどが対象であったというふうに考えております。

ただ、未申告の方も相当数おられましたので、そのタイミングのときには未申告者も対象として予算を計上させていただいております。

あと、またコロナ禍によって家計急変ということで、制度開始当初は課税世帯であった者が、家計急変によって対象となる方も考えられますので、そういった方の分も含めてかなり多めの予算取りをしておったということでございます。

対象者につきましては、当然非課税世帯に対しては、直接個別の通知を行っていることと、ホームページ、広報、それからSNS等での広報を行っております。

未申告者に対しては、どうなるか分からんということもございますので、直接の周知は行っておりません。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 77ページですね、特定教育・保育施設の運営経費408万2,000円

が計上されています。これは、保育士の待遇改善、これが実現したということで月額9,000円でしたかね、給料が上がるということなんです。

民間の保育所施設関連については、これでよく分かるんですけども、町立保育園にお勤めの保育士さん、この待遇改善、ここがどのように行われているのかっていうことに対して回答を求めたいと思います。お願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 太田こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（太田一男君） 失礼します。町立保育園に勤務されます保育士さん等の処遇改善でございますけれども、今年度補正予算につきましては、補正予算の計上時までには金額の確定というのができませんでしたものですから、今年度につきましては、予算の執行残で対応させていただきたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 執行残に対応するという事は、いつの給料で反映されるとか、その辺をぜひお答えいただきたいと思いますが。

○議長（古賀ひろ子君） 太田課長。

○こどもみらい課長（太田一男君） 失礼しました。2月と3月、2月分の給料、3月分の給料それぞれで対応させていただきます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 今年は分かりました。来年度の予算について、当然ながら反映されていくと思うんですけども、どのような反映になるんですかね。財源措置について回答していただきたいと思いますが。

○議長（古賀ひろ子君） 太田課長。

○こどもみらい課長（太田一男君） 令和4年2月から令和4年9月までにつきましては、町立、私立園ともに国からの保育士等処遇改善臨時特例交付金が交付されることが決定しております。令和4年10月以降につきましても、引き続き恒久的な措置を行うということで、交付金とは限りませんが、別の違った形での措置がされるというところでございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。次に4款衛生費、80ページから87ページまで、質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○4番（丸山康夫君） ページ数83ページですね、新型コロナウイルスワクチン接種事業費についてお尋ねしたいと思います。

結構あるんで、しっかり答えていただきたいと思いますが、12月定例会以降の本部会議について、開催状況をまず報告してください。よろしくお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 12月定例会後の本部会議の状況でございますけれど、3回目接種につきまして3度ほど、すいません、日にちはちょっと控えておりませんが、3度ほど会議を開催しております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○4番（丸山康夫君） いつ開催されました。どんな方法で開催されましたか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） すいません、日にちはちょっと控えてないんですけど、最終的には1月の下旬が3回目でございます。本部員、事務局が集まりまして開催をしております。

内容的には、主にこれまでの実績と3回目の接種ということで開催をしております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 1月の末ですか、そこまでに3回ちゃんと会合を持ってやったということですね。あと3回目ワクチンの接種率、これについてお伺いしたいと思いますけれども、国、県の接種率、これに対して宇美町の接種率がどう推移しているのか、回答していただけますか。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 3月8日現在の接種率でございます。全町民を対象とした接種率が、宇美町が28.4%、同日の接種率を国、県と比べてみますと、国が26.8%、県が26.9%となっております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 全国平均より上回ったということで、まずまずといったところじゃないでしょうかねと思いますけれども。一番気になるのは、とにかくファイザーを打ちたいという方が非常に多い、これは全国的な流れで聞いております、そういうふうには。

それで、モデルナがなかなか進まない、はけないというか、打つ人が希望する方が少ないという中、これはマスコミ報道等でもあっているんですけども、具体的にどのようになっているか、ファイザー、モデルナですね、接種率っていいですか、その進み具合というか、そこについて見解を求めたいと思いますが、いかがですか。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 2月終わりました、2月の実績で御報告いたします。

全体3回目の合計が6,622でございます。その中で、18歳以上、ファイザーを接種された方が3,719、56%でございます。モデルナが2,903で44%でございます。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○4番（丸山康夫君） この差っていうのが、今後どう影響してくるのか。特に若い方が打つときに、やはり若い女性の方、特にモデルナを敬遠する傾向がありますけれども、最終的に残ったのがモデルナばかりになってしまって、特に若い方がもう打ちたくないよという事態が生じないかということを非常に懸念していると、前回からもずっと言ってきたんですけどね、そこに対する対策、モデルナをとにかくやっぱり使えるような対策、どのように打っているんですか。今後の展開等も含めて回答していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） 2月の予約枠を開放いたしまして、ファイザーが一週に埋まってしまう状況で、かなり2月の当初はモデルナにかなり空きがあって、ファイザーを打ちたい人が打てないという状況がございました。

その後、3月の予約枠を開放したわけでございますけれど、まず前倒し接種ですね、国のほうでは65歳以上の高齢者と医療従事者等につきましては6か月の前倒し、それ以外は基本的には7か月、体制を整えば一般の方も6か月でって、その後変わってきたわけでございますけれど、その状況で3月につきましては、モデルナでも早く接種したいという方につきましては、6か月の前倒しを実施いたしました。

それと、それぞれの医療機関にも御協力いただきまして、できるだけ予約枠を空けていただくようお願いをしまして、現時点では2月はかなり集中した状況でございましたけれど、ファイザー、モデルナとも——モデルナはもちろん空きがございますけれど、ファイザーも現時点では7割ほど埋まっておりまして、3割はまだ余裕があるというような状況になっております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○4番（丸山康夫君） ぜひきちんとした工夫といいますかね、宣伝も含めてやはりモデルナ、私、先日打ってきましたけれども、1日発熱したぐらいで何とか収まりましたが、そういった安全性の周知であったり、そういったことをきちんと何回も繰り返し行いながら、町民の方々に安全性をしっかりとアピールするとか、私まだまだ足りてないと思うんですよね。そういった宣伝活動なんかもしっかりやっていただきたいなというふうに思っています。

先ほど、本部員会議を1月末に開いて、それ以降開いていないというのが、私ちょっと、ええっと思ったんですよ。

というのも、今後小児接種がもう受付始まっていますかね、始まります。この小児接種に関しては、私何回も言いましたよね。子どもたちを連れて来るのは保護者なんです。保護者の方々の負担にならないようにするためには、昼間の病院、小児科に連れて行くというのは、非常に厳しいんですよね。

となると、やはり金曜日の夜とか、あるいは土曜日の午前中の集団接種会場を開放した集団接種、こういったところを積極的に進めていかないと、これはやはりなかなか進まない。

ずっと私にも連絡が来ていましたよ。保育園の休園、そういったところが蔓延していて、大変な状況に陥っていると。やはり子どもたちの安全確保、そして子どもたちと一緒に住んでいる方々の感染防止、そういったところにやはり力を入れていくためには、小児科接種を進めなければいけないと思っていますけれども、特に土曜の夜、子どもたちもそうなんです。ワクチンを接種をしました、次の日は必ず具合が悪くなるとか、発熱で保育園とか休まなきゃいけないんですよ。

そうした中で、平日の普通の日で小児科で打ったら、なかなかそれ次の日は具合が悪くなったら、親も一緒に休まなければならないような事態になるんです。そういったことも含めて、小児科接種の今後の方針、明確に示していただけませんか。どのように考えているのか。

そして、保護者、そういった方々の負担を軽減しながら、ワクチンの接種率を高めていく子どもたちの安全も確保しながら、次の日の具合が悪くなることも想定しながら、どのような方針を立てているのか、しっかりとした説明をお願いしたいと思います。

○議長（古賀ひろ子君） 尾上課長。

○健康福祉課長（尾上靖子君） まず、小児科接種の体制でございますけれども、町内には4つの小児科専門の医療機関がございます。そちらの先生方をお願いを、御協力をお願いしまして、いずれの先生方も協力しますということで、3月14日から個別接種を実施する予定にしております。

個別接種につきましては、3月末までに300の枠を設定しております。3月末までに、2週間ほどで300の枠を設定しております。

小児科接種につきましては、努力義務が課せられなかったということもございますので、どのような動向になるか、ちょっと予測がなかなかつきにくいというところではございますけれども、やはりお仕事をされている保護者の方もいらっしゃいますので、現在集団接種を日曜日に、4月3日に予定をしております。

これ3週間後に2回目の接種がございますので、4月3日と2回目が4月24日、それぞれ日曜日でございますけれども、集団接種を予定しております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 集団接種が1回のみなんですか。それに対してもっとちゃんと集団接種会場を設置してくれとか、そういった声は上がってないんですか。大丈夫ですか、本当に。めちゃくちゃ心配しているんですよ。これで本当に接種率が上がるんですか、そのやり方で。

さっきも言ったように、子どもたちにとってやはり金曜日の夜とかに集団接種をきちんとやる、

それによって土曜日、具合が悪くなくても休めるとかですね、土曜日は保護者の方も休みの方が結構そこそこおられるんでね、そういった対応ができる。

平日の接種だけじゃ、保護者もその日休むし、次の日も休まなければいけないとかっていうことで、接種率上がらないんじゃないですかと、そのために私何回も前回の議会でも言ったんです。ここ非常に大事なんですよって。

本部員会議も全く開かない——全くじゃないですね、1月末に開かれたそうですけれども、本当だったらそういった場所で、こういった議論が展開されなくちゃいけないじゃないんですか。それがたった1回の4月3日、1回の集団接種で終わりなんですか。

ちょっと私は信じられないんですよ、その体制といいますか、やり方というか。本当に粛々とやっていただけるなら問題ないんですよ。それで小児接種が進んでいくんですか。小児いっぱい保育園休園、もうぼろぼろ出ていますよ。それで町民の安全が確保できるんですか。今後の方針もう一回よく練り直していただいて、きちんと報告を頂きたいと思いますけれども、どうですか。

○議長（古賀ひろ子君） 安川町長。

○町長（安川茂伸君） 小児接種につきましては、先ほど来申し上げておりますように、小児科の先生にお願いをして、現役世代の接種については交互相種の有効性や安全性を含めた広報活動と、現役世代が接種しやすい時間帯、曜日の設定などが必要であろうというふうに思っております。

また、接種が推進されるように、必要な指示を私のほうからしていきたいというふうに思っております。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。

ここで14時半まで休憩に入ります。

14時14分休憩

.....

14時30分再開

○議長（古賀ひろ子君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

4款衛生費、80ページから87ページまで質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。次に、6款農林水産費から7款商工費まで、88ページから95ページまで質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。次に、8款土木費から9款消防費まで、96ページから

105ページまで質疑のある方はどうぞ。4番、丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 99ページです。志免宇美線街路事業負担金、この5,216万7,000円の減額について、ここはちょっと気合を入れて質問したいと思いますけど、まず最初に、志免宇美線の宇美町と志免町の用地買収の進捗率、これはどのようになっていますか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 安川都市整備課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 失礼いたします。令和4年1月現在で御報告します。

宇美町54筆中15筆、27.8%になります。志免町43筆中31筆、72.1%になります。以上です。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○4番（丸山康夫君） なぜこれほどまでに差があいてしまったのかっていうことを、どのように分析してありますか。志免町は農地が多いと、用地交渉がしやすかったという点もあるかと思いますが、ほかに何か要因がありますか、回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 原因として県のほうにもお尋ねしたんですけど、関係機関と協議に時間を要し、地権者への説明会、用地買収の着手がずれ込んだっていうところになります。そのようにお聞きしております。

○議長（古賀ひろ子君） 丸山議員。

○4番（丸山康夫君） これだけの予算がきちんとついていたにもかかわらず進まなかったと、これはやっぱり非常に反省点として次の年に生かしていただきたいなと思っています。

何でこんなことを言うかという、このお金全部交付金事業なんです、予算的にですね。これは6分の1の負担で町は済むんです。新型コロナウイルスの感染拡大により、いろんなところに多額のお金がかかっている中で、今後都市計画費、特に都市計画道路に関する国の予算とかも、これ減額されていくんじゃないかなというのも予想されています。

そうした中で、せっかく交付金がついている時期に、やはり全精力注いでもこの用地買収の進捗を早めること、これ後々になって県単独費なんかでやられた日には、4分の1の負担ということで町の負担がかなり大きくなるんですね。これ数千万軽く変わってくるんですよ。

ですから、だからこそ交付金事業でやれるときにはしっかりやる。そこに対して県に任せっ放しで進んでいっても駄目だと思っています。用地買収と一緒に町の職員もついて行く、そのぐらゐの意気込みで、私はそういったことをやっていたんですけどね、職員時代。ひっきりなしに用地買収の打合せは、何回も繰り返しながら、ここが落ちそうにないと言ったら、私たちも一緒に用地買収やっていました。

そういったこともやりながら、県の尻もたたきながら用地買収ししっかり進めていかないと、後々また延びてくるんです。この志免宇美線、やはりまた今後橋の架け替えなんかも、新設なんかもありますからね、しっかりやっていただきたいと思うんです。

どのようにして用地買収を県と一緒に高めていくか、用地買収率高めていくか、その方策何かお考えありますか。回答してください。

○議長（古賀ひろ子君） 安川課長。

○都市整備課長（安川忠行君） 当然、丸山議員が言われるように、補助事業ですから、この補助事業に乗らないと6分の1の負担が4分の1になってしまうというのは、もう絶対あつてはいけないということで、そこは肝に銘じておるところです。

用地買収につきましても、随時県と連携を取りながら、そこそこの地権者の状況とかいうのは情報交換をしていますし、当然、一番初めのアポイント取りとかですね、町が随行できる分の範囲とかいうのは、当然積極的に行っていきたいと思います。

1つは、その前の要は境界の立会とか、そういったところもずっとちょっと手間暇時間がかかったということなんですけど、最近になってそここのところも緩和されたというところで、来年度からはもうちょっと積極的に進捗率も上がるというふうには思っているところでございます。

どちらにしましても、県事業とはいえ、宇美町の道路工事ですので、当然都市整備課も全力を挙げてやっていきたいと思っています。

以上です。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。次に、10款教育費から11款災害復旧費まで、106ページから127ページまで質疑のある方はどうぞ。9番、鳴海議員。

○9番（鳴海圭矢君） 9番、鳴海です。113ページになりますね。10款3項2目のところ、中学校教育振興費の項目で、ちょっと部活動教員外指導者の推薦人というか、増加しているということなんですけど、今13人ということで上がっておりますけども、実際この人数で本当に現場が回っていくのか、本当はもっと人数が必要じゃないのかなと思うんですけれども、どうでしょう実際のところ、この人数で適正に人数現場回っていけるのか、ちょっと見解をお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子君） 川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典君） 部活動の教員外指導員の件なんですけど、今言われるように、全部活動にそれぞれ外部指導員がいるかと言えばいません。当然、こういう方がいますという紹介があった方しか入っておりませんので、いまだにやっぱり先生が部活をやっているという部もあるということです。

ただ、できれば先生の中には、やはりどうしても自分で教えたいという方もおいでになるとは思いますが、なるべくそうやって外部指導員が入れられるようであれば、うちとしては門を開いてぜひ活用してくださいということでお話ししておるところです。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。4番、丸山議員。

○4番（丸山康夫君） 資料でいきます、資料10ページですね、ネットワーク機器の設定業務委託料63万円に関連してお尋ねしたいと思います。

今オミクロン株の感染爆発によりまして、学級閉鎖、あるいは濃厚接触等により学校を休んでいる子たち、かなりの人数に上っているんじゃないかなと思っておりますけれども、そうした中で、こういったクロームブックを活用したリモート授業というのが、やはりそれぞれの学級単位とか、またいろんな単位で活用していくべきじゃないかなと思っています。

そういった中で、クロームブックによるリモート授業がどのように展開されたのか、このコロナ禍ですね、そのあたり把握してありましたら、ぜひ回答していただきたいなと思っています。よろしくをお願いします。

○議長（古賀ひろ子君） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典君） 先日、このリモート授業に関しては、不登校の質問の際にもちょっとお話をしたと思います。今議員から出ました学級閉鎖、このときには、さすがにその授業を配信するというはやっておりません。

ただ、皆さん家に帰るときに、その持ち帰るドリルとか宿題とかっていうのを、そのクロームブックでやるっていうところはあると思います。

ただ、日常的に先ほど言ったその不登校生徒を対象にとか、あとは最近でいうと、そのコロナが心配で学校をお休みする子がいますので、そういう子たちにクロームブックを預けて、学校の授業をクラスで配信をして、その子たちは家で授業を見るといったことを実際にやっています。

ただ、これが例えば1日5時間授業を5時間やっているかといえれば、そういうわけではないです。例えば国語と算数だけやるとか、どうしてもその授業によっては、その配信だけではどうかというような授業もありますので、配信しやすい今言った国語とか算数とか、こういったものをリモートでやっているという実態はあるようでございます。

○議長（古賀ひろ子君） ほかにはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。歳出の質疑を終結します。

次に、歳入一括質疑に入ります。16ページから41ページまで質疑のある方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。歳入の質疑を終結します。

次に、総括質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） ないようです。総括質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号 令和3年度宇美町一般会計補正予算（第11号）を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（古賀ひろ子君） 起立全員であります。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

----- . ----- . -----

○議長（古賀ひろ子君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会することにいたしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子君） 異議なしと認めます。

本日はこれで散会いたします。

○議会事務局長（太田美和君） 起立願います。礼、お疲れさまでした。

14時42分散会
